平成２２年（フ）第２０５号
青森県平川市新館野木和１番地４　コーポナリタＡ－２
債務者　工藤　英朋
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２１２号
神奈川県横須賀市吉井２丁目６番５―212号
債務者　佐藤　陽子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第３５９号
和歌山県海南市日方443番地
債務者　藤本　新一
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４４６号
和歌山県岩出市西国分133番地の１
債務者　河内　文男
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４４８号
和歌山市福島495番地13、住民票上の住所和歌山県海南市岡田182番地25
債務者　堀切　昭宏
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４５４号
和歌山県有田郡湯浅町湯浅2851番地２、住民票上の住所埼玉県児玉郡上里町大字七本木3695番地５
債務者　上山みちか（旧姓関戸）
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４６３号
和歌山県橋本市岸上364番地の４
債務者　森本　美智
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４６８号
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅2489番地　東丸山３団地Ｓ56―５号室
債務者　亀井　智保
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４７１号
和歌山市木ノ本727番地
債務者　坂下　崇雄
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４７４号
和歌山県橋本市妻２丁目３番４号
債務者　東　　裕子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４７７号
和歌山市中之島359番地の29
債務者　寺杣　真季
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４７８号
和歌山市船所29番地の６
債務者　藤田　智子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４８３号
和歌山市神前37番地の86
債務者　松村　明子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４８８号
和歌山県有田郡湯浅町大字山田1916番地１
債務者　江川　貴子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１１９号
山口市秋穂東2357番地
債務者　道永　理恵
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４０号
山口県防府市国衙３丁目４番41―１号　サントレア102号、申立時の住所山口県防府市大字江泊1892番地の５
債務者　佐田　千里（旧姓阿部・中原）
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６３号
山口市小郡黄金町11番４―401号
債務者　永田　勝彦
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
山口地方裁判所民事部破産係